

参 考 表

就業状態、主な活動状態別

年		15歳以上 人 口	労 働 力				
			総 数	就 業			
				総数	従 業		
					総数	主に仕事	通学のかた わら 仕事
男 女 計	平成29年	11108	6720	6530	6379	5426	151
	平成30年	11101	6830	6664	6495	5485	180
	令和元年	11092	6886	6724	6549	5529	190
男	平成29年	5365	3784	3672	3612	3468	75
	平成30年	5362	3817	3717	3652	3488	89
	令和元年	5359	3828	3733	3664	3498	91
女	平成29年	5743	2937	2859	2767	1958	75
	平成30年	5739	3014	2946	2843	1997	91
	令和元年	5733	3058	2992	2885	2032	98

農林業・非農林業、従業上の地位

年		農 林 業				非	
		総 数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主
男 女 計	平成29年	201	90	54	57	6330	439
	平成30年	210	94	57	58	6454	440
	令和元年	207	91	55	61	6517	440
男	平成29年	122	79	12	32	3549	316
	平成30年	128	84	13	32	3590	314
	令和元年	125	80	12	33	3608	314
女	平成29年	79	11	42	25	2780	123
	平成30年	82	11	45	27	2864	126
	令和元年	83	11	44	28	2909	126

15歳以上人口(全国)

単位(万人・%)

人 口		非 勞 働 力 人 口						勞 働 力 人口比率	完 全 失 業 率
者		完 全 失 業 者	総 数	家 事	通 学	そ の 他			
者	休業者								
家事などの かたわら仕事									
803	151	190	4382	1457	656	2269	60.5	2.8	
830	169	166	4263	1377	621	2264	61.5	2.4	
830	176	162	4197	1327	599	2270	62.1	2.4	
69	59	112	1578	73	347	1159	70.5	3.0	
75	66	99	1542	67	328	1147	71.2	2.6	
75	69	96	1526	67	318	1142	71.4	2.5	
734	92	78	2803	1384	309	1110	51.1	2.7	
755	103	67	2721	1311	293	1117	52.5	2.2	
755	107	66	2670	1261	282	1128	53.3	2.2	

(非農林業雇用者については従業者規模)別就業者数(全国)

単位(万人)

農 林 業								
家族従業者	雇 用 者							
	総 数	役 員	役員を除く 雇用者	1~29人	30~99人	100~ 499人	500人以上	
97	5762	344	5418	1525	891	1088	1688	
94	5877	326	5552	1540	892	1092	1770	
89	5943	329	5613	1523	901	1108	1809	
18	3197	260	2938	815	481	605	982	
19	3233	245	2988	810	478	601	1021	
17	3251	246	3004	795	481	603	1038	
79	2564	85	2480	709	410	482	706	
76	2644	81	2563	730	414	491	749	
72	2692	83	2609	728	420	505	772	

労働力調査の概要

1 調査の目的

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の沿革

この調査は、1946年9月に開始し、約1年間の試験的期間を経て、1947年7月から本格的に実施している。その後、1950年4月から統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計調査として、2009年4月から統計法（平成19年法律第53号）による基幹統計調査として実施している。

また、1982年には、地域別表章のための標本拡大、2002年には、労働力調査特別調査を労働力調査に統合する改正を行っている。

3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。

この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約100万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人）について調査している。（詳細は「付3 標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差」参照）

なお、特定の世帯が続けて様々な調査の対象とならないように配慮している。

4 調査の期日及び期間

調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行う。

就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。

5 調査の流れ

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣 —— 都道府県知事 —— 指導員 —— 調査員 —— 調査世帯

6 調査の方法

- (1) 調査員は、担当調査区内にある全ての住戸（住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようにになっている建物又は建物の一区画）を記入した名簿を作成する。この名簿から総務省統計局の定める方法により、指導員が所定数の住戸を選定する。選定された住戸について、そこに居住する世帯を調査する。
- (2) 調査は、基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。（詳細は「付3 標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差」参照）
- (3) 選定された住戸に居住する世帯へは、調査票の配布を開始する前に、はがきなどにより調査対象となった旨を通知する。
- (4) 調査員は、調査週間の始まる前7日以内に、選定された住戸を訪問し、その住戸に住んでいる世帯（以下「調査世帯」という。）に調査票を配布して記入を依頼し、記入の説明を行う。また、調査週間の終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容を検査の上、調査票を収集する。

- (5) 調査票は、調査員から都道府県へ提出され、指導員が記入内容を検査した後、総務省統計局へ提出される。

7 集計及び結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計される。調査の結果は、インターネット、刊行物及び閲覧に供する方法で公表する。

- (1) 基本集計：基礎調査票から集計

【全国】

全国結果（月別並びに四半期、暦年及び年度の各平均）は、原則として調査月の翌月末に公表する。また、年平均結果を収録する「労働力調査年報」は調査年の翌年5月に刊行する。

【地域】

11 地域別結果（四半期及び年平均）は、当該期間の最終月の翌月末に公表する。また、この結果は年報にも掲載される。

都道府県別結果（モデル推計値；基本集計のうち主要項目のみ）は、四半期及び年平均を最終調査月の翌々月に参考として公表している。

- (2) 詳細集計：主として特定調査票から集計

【全国】

全国結果（四半期及び年平均）は、最終調査月の翌々月に公表する。また、年平均を収録する「労働力調査年報」は調査年の翌年5月に刊行する。

用語の解説

[※1] は基本集計に関する用語，[※2] は詳細集計に関する用語，無印は両集計に共通の用語

1 15歳以上人口について

<年齢>

調査月の末日現在の満年齢である。

<配偶関係>

戸籍上の届出の有無に関係なく，調査時の状態により区分した。

<世帯主との続き柄>

世帯主の配偶者：世帯主の妻又は夫

その他の家族：世帯主の配偶者以外の親族世帯員

<教育> [※2]

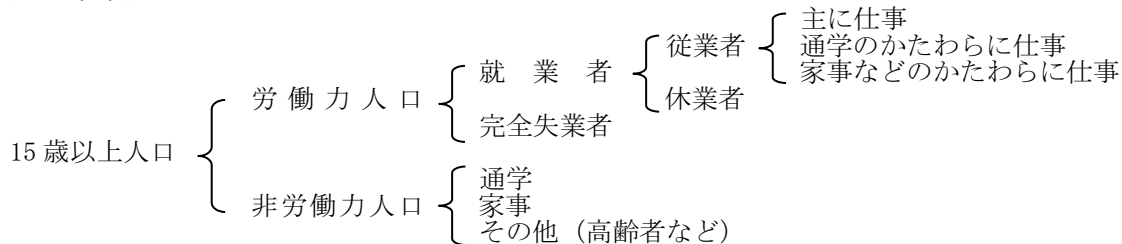
調査日現在，学校に在学しているか否かによって在学中，卒業及び在学したことがないの三つに区分し，「在学中」については，「小学・中学・高校」，「短大・高専」，「大学・大学院」に，「卒業」については，「小学・中学・高校・旧中」，「短大・高専」，「大学」，「大学院」にそれぞれ区分した。

なお，上記各学校と入学資格や在学年数が同等で，これらの卒業に相当する資格が得られるものについては，それぞれ相当する区分に含めた。

<就業状態>

15歳以上人口について，調査週間中の活動状態に基づき，ILO基準に従い次のように区分した。

(1) 基本集計



労働力人口：15歳以上の人口のうち，「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者：調査週間中に賃金，給料，諸手当，内職収入などの収入を伴う仕事（以下「仕事」という。）を1時間以上した者。なお，家族従業者は，無給であっても仕事をしたとする。

休業者：仕事を持ちながら，調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち，

①雇用者で，給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。

なお，職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も，職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も休業者に含む。

②自営業主で，自分の経営する事業を持ったままで，その仕事を休み始めてから30日にならない者

なお，家族従業者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は，休業者とはしないで，完全失業者又は非労働力人口のいずれかとした。

完全失業者：次の三つの条件を満たす者

①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）。

②仕事があればすぐ就くことができる。

③調査週間中に，仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）。

非労働力人口：15歳以上の人口のうち，「就業者」と「完全失業者」以外の者

労働力人口比率：15歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合

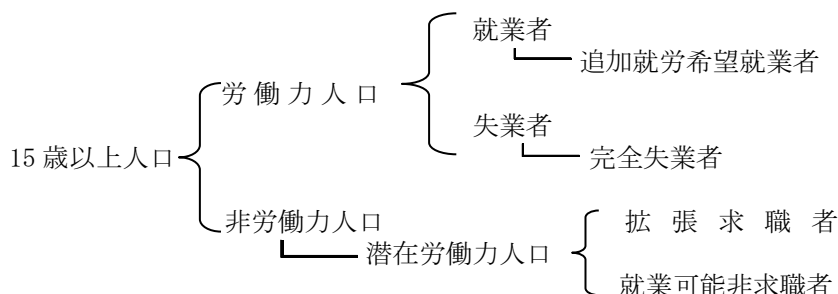
就業者率：15歳以上の人口に占める「就業者」の割合

完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

(2) 詳細集計

詳細集計では、2018年1～3月期から、以下の未活用労働*を含む就業状態区分による集計を開始した。(2017年10～12月期までは、上記基本集計と同じ。)

* 未活用労働は、「失業者」、「追加就労希望就業者」及び「潜在労働力人口」の三つから成る。



労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「失業者」を合わせたもの

就業者：基本集計と同じ（上記参照）

追加就労希望就業者：次の四つの条件を満たす者

- ①就業者である。
- ②週35時間未満の就業時間である。
- ③就業時間の追加を希望している。
- ④就業時間の追加ができる。

失業者：次の三つの条件を満たす者

- ①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）。
- ②仕事があればすぐ就くことができる。
- ③調査週間を含む1か月間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）。

完全失業者：基本集計と同じ（上記参照）

非労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「失業者」以外の者

潜在労働力人口：就業者でも失業者でもない者のうち、次のいずれかに該当する者

拡張求職者：次の二つの条件を満たす者

- ①1か月以内に求職活動を行っている。
- ②すぐではないが2週間以内に就業できる。

就業可能非求職者：次の三つの条件を満たす者

- ①1か月以内に求職活動を行っていない。
- ②就業を希望している。
- ③すぐに就業できる。

未活用労働指標1（LU1）：「労働力人口」に占める「失業者」の割合

未活用労働指標2（LU2）：「労働力人口」に占める「失業者」と「追加就労希望就業者」の割合

未活用労働指標3（LU3）：「労働力人口」と「潜在労働力人口」に占める「失業者」と「潜在労働力人口」の割合

未活用労働指標4（LU4）：「労働力人口」と「潜在労働力人口」に占める「失業者」と「追加就労希望就業者」と「潜在労働力人口」の割合

未活用労働補助指標1：「労働力人口」に占める「非自発的失業者*」の割合

* 「非自発的失業者」とは、失業者のうち、求職理由が「定年又は雇用契約の満了」又は「勤め先や事業の都合」の者

未活用労働補助指標2：「労働力人口」と「拡張求職者」に占める「失業者」と「拡張求職者」の割合

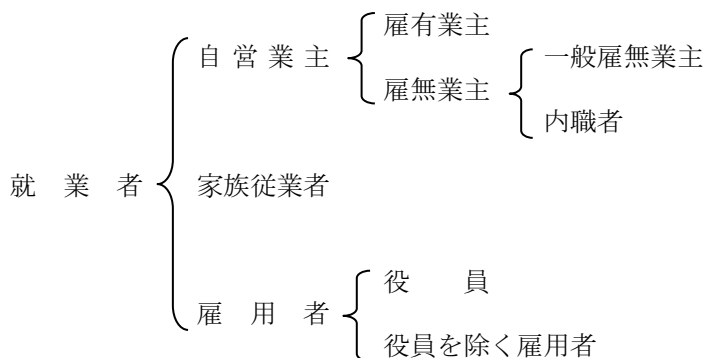
未活用労働指標についての詳細は、参考資料「未活用労働指標の解説」（234ページ）を参照のこと。

2 就業者について

調査週間中に二つ以上の仕事に従事した者は、主に従事した仕事について分類した。

<従業上の地位>

就業者を次のように区分した。



自営業主：個人経営の事業を営んでいる者

雇有業主：一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者

雇無業主：従業者を雇わず自分だけで又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

一般雇無業主：「雇無業主」のうち、「内職者」を除いた者

内職者：自宅で内職（賃仕事）をしている者

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者：会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員

役員：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む。）

※以下は、2017年12月結果まで表章していた項目

常雇：「役員」と「一般常雇」を合わせたもの

一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

無期の契約：「一般常雇」のうち、雇用契約期間の定めがないもの（定年までの場合を含む。）

有期の契約：「一般常雇」のうち、雇用契約期間が1年を超えるもの

臨時雇：1か月以上1年以下の期間を定めて雇われている者

日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

<雇用形態>

会社、団体等の役員を除く雇用者について、勤め先での呼称によって、「**正規の職員・従業員**」，「パート」，「**アルバイト**」，「**労働者派遣事業所の派遣社員**」，「**契約社員**」，「**嘱託**」，「**その他**」の七つに区分した。

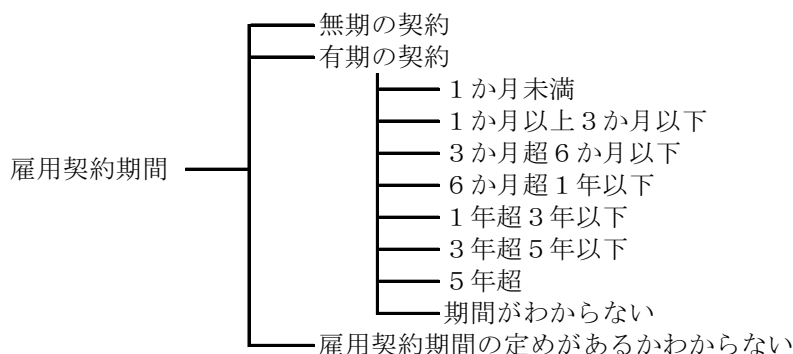
なお、「**正規の職員・従業員**」以外の6区分をまとめて「**非正規の職員・従業員**」として表章している。

<雇用契約期間>

会社、団体等の役員を除く雇用者について、調査時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間により次のように区分した。

ただし、同じ事業所で、契約期間の更新を繰り返しながら働いている場合は、最初に契約したときからの通算ではなく、調査時点の契約期間により区分する。

※調査事項変更による影響とみられる時系列上の差異があることから、「雇用契約期間」と2017年12月まで表章していた「従業上の地位」（「臨時雇（雇用契約期間が1か月以上1年以下）」等）の対応関係に基づいて、単純に時系列比較をすることはできない。



<月末1週間の就業日数> [※1]

調査週間中、本業・副業に関わらず、実際に仕事に従事した日数。「仕事を休んでいた」者は、月末1週間の就業日数を0日とした。

平均週間就業日数：従業者の月末1週間の就業日数の総数／従業者数（月末1週間の就業日数不詳の者を除く。）

<月末1週間の就業時間（週間就業時間）>

調査週間中、実際に仕事に従事した時間（二つ以上の仕事をした場合は、それらの就業時間を合計したもの）。「仕事を休んでいた」者は、就業時間を0時間とした。

延週間就業時間：従業者の週間就業時間の総数

平均週間就業時間：延週間就業時間／従業者数（週間就業時間不詳の者を除く。）

<月間就業日数> [※1]

調査月の1か月間に実際に仕事に従事した日数

平均月間就業日数：集計対象*者の月間就業日数の総数／集計対象*者数

* 集計対象：月間就業日数1日以上の上の就業者（月間就業日数不詳の者を除く。）

<月間就業時間>

従業者について、次の式により算出

月間就業時間：（週間就業時間／月末1週間の就業日数）×月間就業日数

平均月間就業時間：従業者の月間就業時間の総数／従業者数（月間就業時間不詳の者を除く。）

<年間就業日数> [※1]

平均年間就業日数：集計対象*者の月間就業日数の総数の年間合計／集計対象*者数の年平均（1か月当たり）

* 各月における集計対象：月間就業日数1日以上の上の就業者（月間就業日数不詳の者を除く。）

<年間就業時間> [※1]

平均年間就業時間：従業者の月間就業時間の総数の年間合計／従業者数（月間就業時間不詳の者を除く。）の年平均（1か月当たり）

<就業者の属性>

産 業：就業者について、調査週間中、その者が実際に仕事をしてきた勤め先・業主の主な事業の種類を日本標準産業分類に基づいて分類した。また、労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先の事業所の事業の種類を分類した（2013年1月に派遣元から派遣先に変更）。ただし、統計表中の「非農林業」とは「農業、林業」以外の産業をいう。なお、分類不能の産業は便宜上、「非農林業」に含めた。（詳細は「付8 産業・職業分類表」参照）

職 業：就業者について、調査週間中、その者が実際にしていた仕事の種類を日本標準職業分類に基づいて分類した。また、労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣先でその者が実際にしていた仕事の種類を分類した。（詳細は「付8 産業・職業分類表」参照）

従業者規模：働いている事業所が属する企業（本店・支店・工場・出張所などを含めた企業全体）でふだん働いている従業者数の規模により区分した。労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、実際に働いている派遣先事業所が属する企業の従業者数の規模により区分した（産業と同様に、2013年1月に派遣元から派遣先に変更）。

ただし、勤め先が官公庁、国営・公営の事業所（例えば国・公立の小学校、中学校、高等学校、国・公立の病院）、独立行政法人、国立大学法人などの場合は、従業者数で区分せず、「官公」とした。

経営組織：個人、会社、団体、官公に区分した。

[※1] 会社とは、株式会社（旧有限会社法に基づいて設立された有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社のことをいう。

団体には、特殊法人等（日本銀行、公庫、NHKなど）、学校法人、医療法人、宗教法人、その他の団体などが含まれる。

官公には、官公庁、国営・公営の事業所（例えば国・公立の小学校、中学校、高等学校、国・公立の病院）、独立行政法人、国立大学法人などが含まれる。

<在職期間> [※2]

現在行っている仕事に従事した期間

<就業異動> [※2]

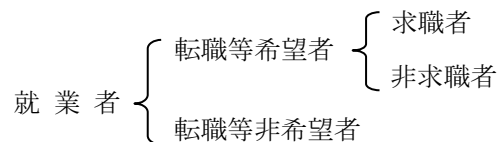
転職者：就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者

新規就業者：就業者のうち過去1年間に新たに仕事に就いた者（ただし、前職のある者については1年超に離職した者）

転職者比率：「就業者」に占める「転職者」の割合

<転職等希望の有無> [※2]

仕事に対する希望と求職活動の有無によって、就業者を次のように区分した。



転職等希望者：現在の仕事を辞めてほかの仕事に変わりたいと希望している者及び現在の仕事のほかに別の仕事もしたいと希望している者。

ただし、ここでいう転職とは、雇用者についていえば企業間の転職、すなわち勤め先が変わることであり、同一企業内で勤務地や職種が変わる場合は転職としない。

求職者（仕事を探している）：転職等希望者のうち、希望する仕事について実際に仕事を探していたり、準備をしたりしている者

非求職者（仕事を探していない）：求職者以外の者

転職等非希望者：転職及び追加的な就業のいずれも希望していない就業者

<就業時間増減希望の有無> [※2]

就業時間増加希望者：現在の仕事を継続しながら就業時間を増やしたいと希望している者

就業時間減少希望者：現在の仕事を継続しながら就業時間を減らしたいと希望している者

3 失業者及び完全失業者について

<求職理由>

失業者及び完全失業者の仕事を探し始めた理由によって、次のように区分した。

仕事をやめたため求職：「非自発的な離職」と「自発的な離職」を合わせたもの

非自発的な離職：「定年又は雇用契約の満了による離職」と「勤め先や事業の都合による離職」を合わせたもの

定年又は雇用契約の満了による離職：定年や雇用期間の満了による離職失業者

勤め先や事業の都合による離職：勤め先や事業の都合（倒産、人員整理等）による離職失業者

自発的な離職（自己都合）：自分又は家族の都合による離職失業者

新たに求職：「学卒未就職」、「収入を得る必要が生じたから」及び「その他」を合わせたもの

学卒未就職：学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者

収入を得る必要が生じたから：収入を得る必要が生じたために、新たに仕事を探し始めた者

その他：上記のどれにも当てはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者

<求職方法> [※2]

2種類以上の方法により求職している場合は、全てを調査するとともに、そのうちの主な方法（一つ）についても調査した。

<失業期間> [※2]

仕事がない状態で、仕事を探し始めたり、事業の開始の準備を始めた後からの期間

<離職した失業者及び完全失業者> [※2]

前職のある失業者及び完全失業者のうち、前職をやめたことを理由として求職している者

4 非労働力人口について

<就業希望の有無> [※2]

非労働力人口について、仕事をしたいと思っているかどうかによって、次のように区分した。

就業希望者：就業を希望している者

就業内定者：既に仕事が決まっている者

就業非希望者：就業を希望していない者

5 前職のある者について

<前職の離職時期> [※2]

離職者について、その離職時期を次のa～cのように区分した。

「前職の従業上の地位」、「前職の雇用形態」、「前職の産業」、「前職の職業」及び「前職の従業者規模」については、過去3年以内の離職者についてのみ集計した。

a 3年超に離職

b 1年超3年以内に離職

c 過去1年間に離職

6 世帯について

<世帯の種類>

2人以上の世帯：住居と生計を共にしている二人以上の人の集まり

単身世帯：一人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしている者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人一人

単身の住み込みの雇い人は、その住み込んでいる世帯の世帯員とした。

また、老人ホームなど社会福祉施設の入所者や病院・療養所の入院者（既に3か月以上入院している者のみ）は、その一人一人（夫婦で1室に住んでいる場合はその夫婦ごと）を一世帯とした。

<親族世帯>

世帯主のほかになくとも一人の親族世帯員がいる世帯

<核家族世帯>

親族世帯のうち、親族世帯員が「世帯主と世帯主の配偶者のみ」又は「親と子供の関係にある者のみ」で構成されている世帯

<夫婦のいる世帯>

2人以上の世帯で、世帯主と親族世帯員のみで構成されている世帯のうち、次のa～dに区分される世帯を夫婦のいる世帯とした。

a 夫婦のみの世帯

b 夫婦と親から成る世帯

c 夫婦と子供から成る世帯

d 夫婦、子供と親から成る世帯

この場合、夫婦とは、世帯内で最も若い夫婦のことをいう。すなわち、世帯内に二組以上の夫婦がいる場合は、夫の年齢が最も若い夫婦を「夫婦」とした。また、夫、妻とは、この夫婦に該当するもののみをいい、親、子供（未婚に限る。）とは、この夫婦からみた親又は子供をいう。

<母子世帯>

母親と20歳未満の未婚の子供のみから成る世帯を母子世帯とした。

<高齢者世帯>

次のa～dに区分される世帯を高齢者世帯とした。

a 男性65歳以上、女性60歳以上の者のみから成る2人以上の世帯

b 男性65歳以上の者のみから成る2人以上の世帯

c 女性60歳以上の者のみから成る2人以上の世帯で、少なくとも一人65歳以上の者がいる世帯

d 65歳以上の単身世帯（高齢者単身世帯）

標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差

1 標本抽出の方法

この調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、調査区*を第1次抽出単位とし、住戸**を第2次抽出単位としている。

* 国勢調査調査区

** 住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

(1) 調査区の抽出（第1次抽出）

第1次抽出における調査区の抽出は、各地域*ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて（詳細は、次ページの「参考」参照）、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウエイト（15世帯がほぼ1ウエイトとなるように各調査区に付されている値）に基づく確率比例抽出によっている。毎月の標本調査区数は約2,900となっている。

ただし、刑務所・拘置所等のある区域**（国勢調査調査区番号の後置番号が5の調査区）、自衛隊区域**（同6の調査区）、駐留軍区域（同7の調査区）及び水面調査区（同9の調査区）については、抽出を行っていない。

* 北海道、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）、南関東（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、北関東・甲信（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県及び福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）、九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）及び沖縄（沖縄県）の11地域。

** 刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域については、それぞれ法務省及び防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘置所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の営舎内居住者を就業者それぞれ加えている。

ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについて集計対象とはしていない。

(2) 住戸の抽出（第2次抽出）

第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区（以下「標本調査区」という。）にある全ての住戸を確認して名簿を作成し、その中から、1調査区当たり抽出住戸数がほぼ15となるような所定の抽出率（ウエイトの逆数に等しい。）及び抽出起番号を用いて系統（等間隔）抽出により行う。抽出された住戸に調査日現在で居住する全ての世帯（合計約4万世帯）が調査対象となる。

ア 月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度とを考慮し、一つの標本調査区は4か月間調査を行い、前半（2か月間）と後半（2か月間）とで調査区内の調査世帯（第2次抽出で抽出された住戸に居住する世帯）を替えている。

イ 前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う*。

すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区（したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「1年目調査区」という。）となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区（以下「2年目調査区」という。）となるようにしている。

* 各標本調査区について、翌年までに無くなった住戸に居住していた調査世帯は調査から除かれる。

一方、新設された住戸は名簿に追加され、その名簿から住戸が追加抽出され、そこに居住する世帯が調査世帯に追加される。

ウ 以上の標本交替を行うため及び推定値の標本誤差の算出のため、標本調査区は、調査開始月（A、B、C又はDで表す。）及び1年目調査区か2年目調査区か（それぞれ1又は2で表す。）により区分され次のような8組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な無作為標本となるように設計されている。

8組の副標本

A 1 …… 1月、5月又は9月に調査開始の1年目調査区

A 2 …… 1月、5月又は9月に調査開始の2年目調査区

B 1 …… 2月、6月又は10月に調査開始の1年目調査区

B 2 …… 2月、6月又は10月に調査開始の2年目調査区

C 1 …… 3月、7月又は11月に調査開始の1年目調査区

C 2 …… 3月、7月又は11月に調査開始の2年目調査区

D 1 …… 4月， 8月又は12月に調査開始の1年目調査区

D 2 …… 4月， 8月又は12月に調査開始の2年目調査区

このように，副標本8組のうち，4組は1年目調査区で，残り4組は2年目調査区となる。

この結果，いずれの月においても，これらの副標本のうち，2組（すなわち標本調査区の数にすると4分の1）について標本調査区の交替が行われ，他の2組について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって，標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると，毎月2分の1の調査世帯が更新されることになる。

なお，特定調査票の調査世帯は2年目2か月目に当たる2組のもの（A 2及びC 2の組又はB 2及びD 2の組）である*。

* 詳細集計の調査規模は基本集計の約4分の1となっている。

（参考）調査区の層化及び調査区の切替えについて

- 労働力調査では，標本の抽出に当たって，調査結果の精度向上（すなわち，標本誤差の縮小）を図ることを目的として，第1次抽出単位である調査区の層化を行っている。
 - 労働力調査の層化の基準としては，結果の利用上重要度の高い項目，すなわち産業や従業上の地位別就業者数で精度の高い結果が得られるよう，調査区の産業・従業上の地位別の就業者構成を第一義的に用いている。このほか，寮・寄宿舎，病院・療養所，社会施設及び給与住宅に居住している人の就業状態は均質的であり，これらの有無が調査区を特徴付ける場合が多いことから，調査区における住居の形態も層化の基準に加えている。
 - 層化の基準となる調査区ごとの就業者構成等は，国勢調査の結果等を用いている。最新の就業構造の変化に対応するため，5年ごとに直近の国勢調査調査区への切替えを行い，併せて層化基準についても見直しを行っている。
- 層化についての詳細は，ホームページに掲載してある「標本設計の解説」（<https://www.stat.go.jp/data/roudou/9.html>）を参照されたい。

2 結果の推定方法

(1) 結果の推定（基本集計）

ア 毎月の全国結果は，男女，年齢5歳階級（15区分*）及び地域（11区分**）別に，国勢調査に基づく推計人口をベンチマーク人口（2の(3)参照）とする比推定によって算出している。

* 2007年から15区分（15～19歳から80～84歳までの5歳階級及び85歳以上）別の推計に変更した。

** 2012年から標本設計での層化区分と同じ11区分（北海道，東北，南関東，北関東・甲信，北陸，東海，近畿，中国，四国，九州及び沖縄）別の推計に変更した。

算出の基本式は，次のとおりである（就業者数の例）。

$$\text{就業者数} = \text{ベンチマーク人口} \times \frac{\text{線型推定による就業者数}}{\text{線型推定による人口}}$$

（注）線型推定：調査で得られた人口に抽出率の逆数を掛け，全体の人口を推計すること

イ 四半期平均，年平均等の平均結果は，該当する期間の月次結果を単純平均して算出している。

(2) 推定の手順（基本集計）

全国結果の算出手順は，以下のとおりである。

- (i) 各標本調査区の男女，年齢階級別調査人口に線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い，男女，年齢階級，地域別人口の線型推定値を算出する。
- (ii) 男女，年齢階級，地域別に，ベンチマーク人口をそれぞれ(i)で算出した線型推定値で除し，比推定用乗率を算出する。
- (iii) 各標本調査区の属性Xを有する男女，年齢階級別調査人口に，線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い，さらに(ii)で算出した比推定用乗率を乗じて，男女，年齢階級，地域別の比推定値 \tilde{X} を算出する。
- (iv) この比推定値 \tilde{X} を，男女，年齢階級，地域別について合算して，各種の結果数字を得る。

（参考）上記(i)，(ii)，(iii)をまとめて計算式で表すと，次のとおりである。

$$\tilde{X} = \frac{\sum_{l=1}^L \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \frac{w_l}{w_{li}} \cdot f_{li} \cdot x_{li} \cdot r_{li}}{\sum_{l=1}^L \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \frac{w_l}{w_{li}} \cdot f_{li} \cdot P_{li} \cdot r_{li}} \cdot P = \frac{\sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} x_{li} r_{li} F_l \cdot P}{\sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} P_{li} \cdot r_{li} \cdot F_l}$$

ここで

- l : 11 地域、層による区分の番号 ($l = 1, 2, \dots, L$)
- i : 各区分中の標本調査区の番号 ($i = 1, 2, \dots, m_l$)
- x_{li} : 第 l 区分、第 i 標本調査区内の属性 X を有する調査人口 (男女、年齢階級別)
- w_{li} : 第 l 区分、第 i 標本調査区のウエイト
- f_{li} : 第 l 区分、第 i 標本調査区の住戸の抽出率の逆数 ($f_{li} = w_{li}$)
- w_l : 第 l 区分に含まれる全ての調査区のウエイトの合計
- m_l : 第 l 区分の標本調査区数
- r_{li} : 第 l 区分、第 i 標本調査区の修正倍率 (調査区の分割など。 $0 < r_{li} \leq 2$)
- F_l : 第 l 区分の抽出間隔 ($F_l = w_l/m_l$)
- 線型推定用乗率 ($r_{li} \cdot F_l$)

P : ベンチマーク人口 (男女、年齢階級、地域別)

P_{li} : 第 l 区分、第 i 標本調査区内の調査人口 (男女、年齢階級別)

$$\frac{P}{\sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} P_{li} \cdot r_{li} \cdot F_l}$$

は比推定用乗率

(3) ベンチマーク人口及びベンチマーク人口の基準切替え

ア 結果を算出するためのベンチマーク人口には、「人口推計」(総務省統計局)を用いる。人口推計では、国勢調査による人口を基礎に、その後の人口の動きを他の人口関連資料から得て、月末現在で加減することにより、毎月 1 日現在の推計人口を算出しており、月末 1 週間を調査期間とする労働力調査においては、翌月 1 日現在の概算値を用いることとしている*。

* 2007 年から推計人口の算出に用いる社会動態について、日本人の出入(帰)国者数を「海外滞在期間 91 日以上出入(帰)国者数」を用いて算出する方法に変更した。

イ ベンチマーク人口となる推計人口は、最新の国勢調査の人口を基礎としており、5 年ごとに新たな国勢調査の確定人口に基づく計算値に基準切替えが行われる。このため、労働力調査の結果の算出に用いる基準人口も 5 年ごとに基準切替えが行われる。旧基準による推計人口と新基準による推計人口との間に相違がある場合、労働力調査の基準人口の基準切替えが行われた年の結果には、これに伴う変動分が含まれる。

なお、労働力調査における 2017 年平均公表時の基準人口は、2015 年国勢調査の確定人口に基づくもので、旧基準の 2010 年国勢調査から新基準の 2015 年国勢調査への基準切替えは、基本集計は 2017 年 1 月、詳細集計は 2017 年 1～3 月期平均から行った。

(参考 1) 基準人口の切替え等による変動分 (基本集計) (推計; 概数) [単位 万人, ポイント]

	15 歳以上人口	就業者数	完全失業者数	非労働力人口	完全失業率
1982 年 1 月切替え (1981 年平均結果) (1980 年国勢調査基準への切替え)	- 4	- 3	0	- 1	0.0
1987 年 1 月切替え (1986 年平均結果) (1985 年国勢調査基準への切替え)	+ 7	+ 4	0	+ 3	0.0
1992 年 1 月切替え (1991 年平均結果) (1990 年国勢調査基準への切替え)	-11	- 7	0	- 4	0.0
1997 年 1 月切替え (1996 年平均結果) (1995 年国勢調査基準への切替え)	+28	+17	+ 1	+10	0.0
2002 年 1 月切替え (2001 年平均結果) (2000 年国勢調査基準への切替え)	- 6	- 4	0	- 2	0.0
2007 年 1 月切替え (2006 年平均結果) (2005 年国勢調査基準への切替え)	+ 6	- 6	- 1	+13	0.0
2012 年 1 月切替え (2011 年 12 月結果) (2010 年国勢調査基準への切替え)	+69	+44	+ 1	+24	0.0
2017 年 1 月切替え (2015 年 9 月結果) (2015 年国勢調査基準への切替え)	+35	+27	0	+7	0.0

(注) ・1975 年基準切替え (1978 年 1 月～) の際は、1970 年 10 月から 1977 年 12 月までの間を遡及改定した。このため、改定された数値は公表当時の報告書 (1977 年報など) とは異なる。なお、この時、従前の 1% 抽出集計から全数集計結果を基準人口とする変更もなされている。

- ・2007年から、推計人口の算出方法が変更されたため、2007年の推計人口の季節変動は2006年の推計人口の季節変動と異なっている。この影響により、2007年月次結果の基準人口の切替え等による変動分は月により異なる。
- ・2010年基準切替え（2012年1月～）については、2011年平均が東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果であることから、全国結果での変動分を参考とするため、2010年国勢調査基準（推計上の地域区分変更を含む。）による2011年12月分について遡及結果と公表値との差を掲載している。

(4) 詳細集計の推定

全国結果の算出手順は、以下のとおりである。

四半期平均及び年平均結果は、該当する期間の月次結果を単純平均して算出している。

月次結果については、毎月の男女、年齢10歳階級（6区分*）、就業状態（就業者、失業者**、非労働力人口**）、従業上の地位（5区分***）、雇用形態（7区分****）別人口が基本集計結果（月別値）に合うよう比例補正して算出している（2002～2006年は非労働力人口の基準人口に、基本集計における就業状態不詳が含まれていた。また、2012年までは男女、年齢10歳階級（5区分）、就業状態の区分で比例補正を行っていた。）。

比例補正の基本式は、次のとおりである。

（例：特定調査票A欄（就業者に係る項目）の項目の場合）

A欄の推定値＝線型推定値によるA欄の値×（基本集計の就業者数／詳細集計の就業者数）

なお、線型推定値は、基本集計結果の算出の際に用いた線型推定用乗率による集計値である。

また、詳細集計の比例補正は、刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域の施設内居住者数を除いた基本集計結果に合うように行っている。

* 15～24歳から55～64歳までの10歳階級及び65歳以上

** 「失業者」及び詳細集計と同定義の「非労働力人口」は基本集計では、非公表であるが、内部的に集計した数値と同値となるように比例補正を行っている。

*** 役員を除く雇用者、役員、自営業主、家族従業者、従業上の地位不詳

**** 正規の職員・従業員、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他

3 推定値の標本誤差（基本集計）

標本誤差の大きさは、推定値の大きさのほか、調査項目の種類や調査年又は調査月によって異なる。その目安となる標準誤差は、1の(2)で述べた副標本を用いて計算している。

(1) 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

年平均結果の標準誤差			月次結果の標準誤差※		
推定値の大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	16.1	0.3	5000	28.2	0.6
2000	9.7	0.5	2000	17.9	0.9
1000	6.6	0.7	1000	12.7	1.3
500	4.5	0.9	500	9.0	1.8
200	2.7	1.3	200	5.7	2.9
100	1.8	1.8	100	4.1	4.1
50	1.2	2.5	50	2.9	5.8
20	0.7	3.7	20	1.8	9.2
10	0.5	5.1	10	1.3	13.0

※2019年1月～12月分を単純平均したものの

これらの表に示されている標準誤差率は、項目ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価したものである。また、標準誤差は、推定値の大きさに標準誤差率を乗じて算出している。

月別値及び年平均値の標準誤差率は次の算式により近似的に与えられる。

【年平均値用】

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{i=1}^8 (\bar{X}_i - \bar{\bar{X}})^2} / \bar{\bar{X}}$$

ここで、 \bar{X}_i は第*i*副標本による、 $\bar{\bar{X}}$ は全標本による属性*X*を有する人口の推定値の年平均値を表す。

【月別値用】

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{i=1}^8 (\tilde{X}_i - \tilde{\bar{X}})^2} / \tilde{\bar{X}}$$

ここで、 \tilde{X}_i は第*i*副標本による、 $\tilde{\bar{X}}$ は全標本による属性*X*を有する人口の月別推定値を表す。

(2) 全国結果の主要項目別標準誤差（基本集計）

主要項目の年平均結果の標準誤差

項目	2019年平均結果 (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	項目	2019年平均結果 (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
労働力人口	6886	22	0.3	情報通信業	229	4	1.7
就業者	6724	22	0.3	運輸業，郵便業	347	5	1.4
自営業	531	6	1.1	卸売業，小売業	1059	7	0.6
家族従業者	144	1	0.5	金融業，保険業	166	6	3.5
雇用者	6004	20	0.3	不動産業，物品賃貸業	129	2	1.2
完全失業者	162	2	1.4	学術研究，専門・技術サービス業	240	4	1.7
非労働力人口 (産業別就業者数)	4197	66	1.6	宿泊業，飲食サービス業	420	4	0.9
農業，林業	207	6	3.0	生活関連サービス業，娯楽業	242	3	1.1
建設業	499	4	0.8	教育，学習支援業	334	4	1.3
製造業	1063	10	1.0	医療，福祉	843	5	0.6
				サービス業（他に分類されないもの）	455	6	1.2

(3) 地域別結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

地域別結果の標準誤差率は、次表のとおりである。

なお、次表に示されている標準誤差率は、全国結果と同様に、項目ごとの標準誤差率を平均的に評価した上で、標準誤差率を推定値の大きさ別に示したものである。

年平均結果の標準誤差率

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.4								
1000			0.6			0.5	0.5				
500		0.5	0.8	0.5		0.7	0.8	0.6		0.7	
200	1.0	0.8	1.3	0.9	0.8	1.1	1.2	1.0	0.6	1.0	
100	1.4	1.2	1.9	1.3	1.2	1.5	1.7	1.4	0.9	1.5	0.6
50	2.0	1.7	2.6	1.8	1.7	2.2	2.5	1.9	1.4	2.1	0.8
20	3.1	2.8	4.1	3.0	2.6	3.5	3.9	3.0	2.3	3.3	1.4
10	4.5	4.1	5.7	4.3	3.8	5.0	5.5	4.3	3.3	4.7	2.1

四半期平均結果の標準誤差率※

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.7								
1000			1.0			0.7	0.9				
500		0.9	1.4	0.8		1.0	1.3	0.9		1.0	
200	1.5	1.4	2.2	1.4	1.2	1.7	2.0	1.5	1.1	1.7	
100	2.2	2.1	3.1	2.0	1.8	2.5	2.9	2.2	1.6	2.5	0.8
50	3.2	3.0	4.4	3.0	2.7	3.6	4.2	3.2	2.4	3.6	1.3
20	5.2	5.0	7.1	5.0	4.4	5.9	6.7	5.2	4.1	5.9	2.3
10	7.6	7.4	10.1	7.4	6.5	8.6	9.6	7.5	6.0	8.5	3.5

※ 2019年第1四半期から第4四半期までのそれぞれの標準誤差率を単純平均したもの

(参考2) 主な項目別の不詳などの数 (基本集計)

[単位 万人]

	就業状態 不詳	週間就業 時間不詳	従業上の地位 不詳	従業者規模 不詳	分類不能 の産業	分類不能 の職業
2019年平均	9	50	45	86	149	135

4 推定値の標本誤差 (詳細集計)

標本誤差の大きさは、推定値の大きさのほか、調査項目の種類や調査年又は調査月によって異なる。その目安となる標準誤差は次のとおりである。

全国結果の推定値の大きさ別標準誤差 (詳細集計)

年平均結果の標準誤差			四半期平均結果の標準誤差※		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	19.6	0.4	5000	39.3	0.8
2000	11.9	0.6	2000	23.8	1.2
1000	8.2	0.8	1000	16.3	1.6
500	5.6	1.1	500	11.2	2.2
200	3.4	1.7	200	6.8	3.4
100	2.3	2.3	100	4.6	4.6
50	1.6	3.2	50	3.2	6.4
20	1.0	4.9	20	1.9	9.6
10	0.7	6.7	10	1.3	13.2

※2019年第1四半期から第4四半期までのそれぞれの標準誤差率を単純平均したもの

これらの表に示されている標準誤差率は、項目ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価したものである。

なお、標準誤差率については、線型推定値を用い近似式により算出したものである。

5 季節調整値の算出方法

- (1) 季節調整の方法は、アメリカセンサス局が開発した X-12-ARIMA を用いている。なお、主要系列を除く系列については、X-12-ARIMA の X-11 デフォルトを用いている。なお、特異項の管理限界は、全ての系列において、下限 9.8σ 、上限 9.9σ としており、これ以外は標準オプションとしている。X-12-ARIMA を適用している系列や適用モデルについては、下記 URL に掲載している。

URL: <https://www.stat.go.jp/data/roudou/kisetsu/index.html>

- (2) 各系列の季節調整はそれぞれ系列ごとに独立して行っている。
- (3) 毎月公表する季節調整値は、前年 12 月までのデータから推計した当該年の推計季節指数により算出している。毎年年初には、前年 12 月までのデータに基づき当該年の推計季節指数とともに、過去に遡って各月の季節指数及び季節調整値の再計算*を行っている。

なお、2015 年国勢調査基準 (新基準) のベンチマーク人口への切替えに伴い、季節調整値の算出には、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値を原数値として用いている (比率を除く)。また、2011 年 3 月～8 月については、東日本大震災に伴う補完推計値を用いている。

* 原則として 29 年前までの原数値を用いて再計算を行い、直近 10 年分について再計算結果に改定している。

6 都道府県別結果 (モデル推計値) の推定方法

- (1) 経緯

都道府県別結果については、2006 年 5 月から時系列回帰モデルによる推計手法を採用し、より安定的な結果が得られるようにした上で、新たに参考として、四半期平均結果 (モデル推計値) の公表を開始*した。

* 2002 年から参考として比推定による年平均結果 (試算値) の公表を行っていたが、モデル推計値の時系列データが十分に整備されたことに伴い、2007 年平均結果をもって廃止した。

(2) 公表系列

モデル推計値は、1997年以降の以下の項目について、都道府県別四半期平均及び年平均結果を公表している。

労働力人口、就業者、完全失業者、非労働力人口、完全失業率

(3) 推定方法

労働力調査の都道府県別結果を推計する方法については、以下のような五つの要素から成る時系列回帰モデルを採用している。

$$\underbrace{Y(t)}_{\text{観測値}} = \underbrace{X(t)\beta(t)}_{\text{回帰}} + \underbrace{T(t)}_{\text{トレンド}} + \underbrace{S(t)}_{\text{季節変動}} + \underbrace{I(t)}_{\text{不規則変動}} + \underbrace{e(t)}_{\text{標本誤差}}$$

注：観測値とは全国等の結果を求める方法（比推定）による調査結果数値である。

それぞれの要素は次のような変動を表している。

回帰項：各都道府県の動きと都道府県が属する地域のトレンドとの関係を表す。

トレンド項：経済の成長などに伴い長期的に変動を示すう勢変動と、景気の循環に伴う変動などほぼ一定の周期を持つ変動で、周期が12か月を超える循環変動とを合わせた変動。例えば、景気の後退と回復によって、完全失業者が傾向的に増加したり、減少したりするような動きのことである。

季節変動項：12か月を周期とする季節変動。例えば、就業者数が3月から増加し、5月～6月にピークとなり、年後半に減少するような動きのことである。

不規則変動項：う勢変動、循環変動、季節変動以外の変動で、突発的な出来事による変動や景気の短期的変動。例えば、地震などの自然災害や石油ショックなど、一時的な現象の影響によって起こる生産の減少といった動きのことである。

標本誤差項：労働力調査は、当月調査世帯の半分が前月・前年同月にも調査世帯となるような標本設計となっている。したがって、標本誤差は自己相関を持つ（前月・前年同月の標本誤差が大きければ、当月の標本誤差も大きい）とみなすことが可能である。そこで、これを仮定した時系列モデルにより、標本誤差と考えられる変動パターンと変動幅を前後の時系列データから推計したものである。

回帰項は、トレンドに近い変動を捉えており、回帰項とトレンド項とでう勢変動及び循環変動を合わせた変動と考えることも可能である。回帰項により、時系列的な変動要素に空間（地域）情報も取り入れることになり、より多面的な情報を推計に利用できるものになっている。

この推計方法による都道府県別の推計値は、比推定値（全国と同様の推計方法）から標本誤差の推計値（標本誤差項）を除くことにより得られる。

なお、相対的に標本規模の大きい北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び沖縄県については、比推定による推計を用いている。

(4) 利用上の注意

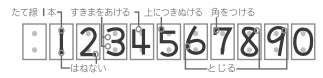
時系列回帰モデルによる推計では、6の(3)に示したように、時系列モデルに基づいて推計された標本誤差項を取り除くことで、比推定結果よりも安定的な結果が得られるようにしている。しかし、労働力調査は、都道府県別に表章するための標本設計を行っておらず（北海道及び沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどにより、都道府県別結果（モデル推計値）については、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては注意を要する。

また、時系列回帰モデルは、推定時点以前のデータに加え、推定時点以降のデータをモデル計算に算入することで、より安定的な結果を得ることができる。このため、毎年1～3月期平均の公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って改定している。



この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

政府統計



令和 年 月分 総務省統計局

- 記入には必ず黒の鉛筆又は黒のシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけぬりつぶしてください(A4, B1を除く)。
- 答えを数字で記入する欄は、右上の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

氏名

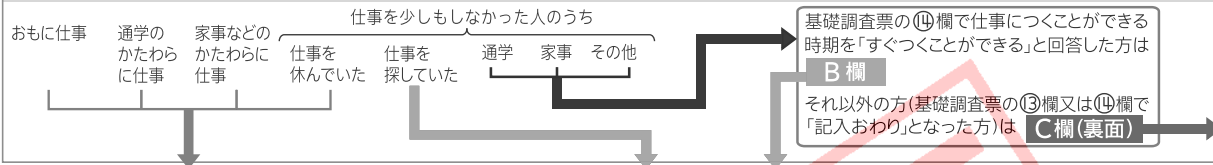
調査員記入欄

基礎調査票 枚目の 人目

調査区符号

世帯符号

基礎調査票の「⑤ 月末1週間(ただし12月は20~26日)に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき
 下図の矢印にしたがって **A欄**、**B欄** 又は裏面の **C欄** から 記入してください



A欄

A1 この1週間に仕事を
した時間が35時間
未満の人はその理由
を記入してください

週35時間未満 週35時間以上

勤め先や事業の都合
自分や家族の都合
その他

景気が悪かった
出産・育児のため
介護・看護のため
休暇のため
その他

A2 仕事時間についての
希望はありますか

今より増やしたい
今より減らしたい
とくに希望はない

A3 今の仕事にはいつ
ついたのでか

明治 大正 昭和 平成 令和 西暦

年 月

基礎調査票の⑧欄で勤め先での呼称を「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」と回答した方のみ記入してください(それ以外の方はA5へ)

A4 どうして今の雇用
形態についている
のですか

自分の都合のよい時間に働きたいから
家計の補助・学費等を得たいから
家事・育児・介護など
両立しやすいから
通勤時間が短いから
専門的な技能等をいかせるから
正規の職員・従業員の仕事がないから
その他

当てはまるものすべてに記入
うち おもなもの一つに記入

A5 転職などを希望して
いますか

転職などを希望している
実際に仕事を探している
仕事を探していない
転職などを希望していない

A6 今の仕事の就業時間
を増やしたり新しく
仕事を追加すること
ができますか

できる
できない

A7 今の仕事の前に何か
仕事をしていましたか

したことがある
今はやめている
今もしている
したことがない

D欄へ E欄へ

B欄

B1 この1か月に仕事を
探したり開業の準備
をするためにどのよ
うな方法をとりましたか

公共職業安定所に申込み
民間職業紹介所などに申込み
労働者派遣事業所に登録
求人広告求人情報誌などによる
学校・知人などに
あつせん・紹介を依頼
事業所の求人に直接応募
資金・資材の調達など
求職の申込みや応募などの
結果を問い合わせた
求職活動の結果を待っていた
その他

当てはまるものすべてに記入
うち おもなもの一つに記入

B2 仕事を探したり開業
の準備を始めてから
の期間はどのくらい
になりますか

1か月未満
1か月~3か月未満
3か月~6か月未満
6か月~1年未満
1年~2年未満
2年以上

B3 探したり開業の準備
をしている仕事は
どのような仕事
ですか

雇われてする仕事
正規の職員・従業員
パート・アルバイト
労働者派遣
事業所の派遣社員
その他
自分で経営する仕事
内職
その他

B4 仕事につけないのは
どうしてですか
・おもな理由一つに
記入してください

賃金・給料が
希望とあわない
勤務時間・休日などが
希望とあわない
求人年齢と自分の
年齢とがあわない
自分の技術や技能が
求人要件に満たない
希望する種類・内容の
仕事がない
条件にこだわらない
仕事がない
その他

B5 今までに仕事を
していたことが
ありますか

ある
ない

D欄へ E欄へ

この調査票は機械にかかけますので活したり折ったり丸めたりしないでください

世帯では表も裏も太枠の中だけに記入してください

産業・職業分類表

(産業)

大分類	中分類	主な業種
農業、林業	農業 林業	耕種農業 畜産農業 農業サービス業 園芸サービス業 育林業 素材生産業 特用林産物生産業 林業サービス業
漁業	漁業(水産養殖業を除く) 水産養殖業	海面漁業 内水面漁業 海面養殖業 内水面養殖業
鉱業、採石業、 砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業 石炭・亜炭鉱業 原油・天然ガス鉱業 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業
建設業	総合工事業 職別工事業(設備工事業を除く) 設備工事業	一般土木建築工事業 土木工事業 舗装工事業 建築工事業 木造建築工事業 建築リフォーム工事業 大工工事業 とび・土工・コンクリート工事業 鉄骨・鉄筋工事業 石工・れんが・タイル・ブロック工事業 左官工事業 板金・金物工事業 塗装工事業 床・内装工事業 電気工事業 電気通信・信号装置工事業 管工事業 機械器具設置工事業
製造業	食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業 (家具を除く) 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業	畜産食料品製造業 水産食料品製造業 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 調味料製造業 糖類製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 動植物油脂製造業 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業 製氷業 たばこ製造業 飼料・有機質肥料製造業 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業 織物業 ニット生地製造業 染色整理業 網・網・レース・繊維粗製品製造業 外衣・シャツ製造業 下着類製造業 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業 製材業、木製品製造業 造作材・合板・建築用組立材料製造業 木製容器製造業(竹、とうを含む) 家具製造業 宗教用具製造業 建具製造業 パルプ製造業 紙製造業 加工紙製造業 紙製品製造業 紙製容器製造業 印刷業 製版業 製本業、印刷物加工業 印刷関連サービス業 化学肥料製造業 無機化学工業製品製造業 有機化学工業製品製造業 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 医薬品製造業 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 石油精製業 潤滑油・グリース製造業 コークス製造業 舗装材料製造業 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 工業用プラスチック製品製造業 発泡・強化プラスチック製品製造業 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む) タイヤ・チューブ製造業 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 なめし革製造業 工業用革製品製造業 革製履物用材料・同附属品製造業 革製履物製造業 革製手袋製造業 かばん製造業 袋物製造業 毛皮製造業 ガラス・同製品製造業 セメント・同製品製造業 建設用粘土製品製造業 陶磁器・同関連製品製造業 耐火物製造業 炭素・黒鉛製品製造業 研磨材・同製品製造業 骨材・石工品等製造業 製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 製鋼を行わない鋼材製造業 表面処理鋼材製造業 鉄素形材製造業 非鉄金属第1次製錬・精製業 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む) 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む) 電線・ケーブル製造業 非鉄金属素形材製造業 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む) 金属素形材製品製造業 金属被覆・彫刻業、熱処理業 金属線製品製造業 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

※表中の大分類及び中分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)によるものであり、「主な業種」に表示されている項目は原則として小分類である。

労働力調査においては、大分類及び中分類を表章している。ただし、中分類欄中斜体の業種については表章していない。

なお、詳細集計では、大分類のみ表章している。

(注) 労働力調査においては、日本標準産業分類中分類の「無店舗小売業」に該当するものを、勤め先小売事業所が取り扱う商品の種類により「各種商品小売業」、「繊維・衣服・身の回り品小売業」、「飲食料品小売業」、「機械器具小売業」、「その他の小売業」のいずれかに分類している。

大分類	中分類	主な業種
製造業(続き)	はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・ 電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	ボイラ・原動機製造業 ポンプ・圧縮機器製造業 一般産業用機械・装置製造業 農業用機械製造業 建設機械・鉱山機械製造業 繊維機械製造業 生活関連産業用機械製造業 基礎素材産業用機械製造業 金属加工機械製造業 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 事務用機械器具製造業 サービス用・娯楽用機械器具製造業 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 医療用機械器具・医療用品製造業 光学機械器具・レンズ製造業 武器製造業 電子デバイス製造業 電子部品製造業 記録メディア製造業 電子回路製造業 ユニット部品製造業 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 民生用電気機械器具製造業 電球・電気照明器具製造業 電池製造業 電子応用装置製造業 電気計測器製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 映像・音響機械器具製造業 電子計算機・同附属装置製造業 自動車・同附属品製造業 鉄道車両・同部分品製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空機・同附属品製造業 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 貴金属・宝石製品製造業 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 時計・同部分品製造業 楽器製造業 がん具・運動用具製造業 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 漆器製造業 畳等生活雑貨製品製造業
電気・ガス・ 熱供給・水道業	電気業 ガス業 熱供給業 水道業	電気業 ガス業 熱供給業 上水道業 工業用水道業 下水道業
情報通信業	通信業 放送業 情報サービス業 インターネット附随 サービス業 映像・音声・文字情報制作業	固定電気通信業 移動電気通信業 電気通信に附帯するサービス業 公共放送業 民間放送業 有線放送業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 映像情報制作・配給業 音声情報制作業 新聞業 出版業 広告制作業 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
運輸業、郵便業	鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む)	鉄道業 一般乗合旅客自動車運送業 一般乗用旅客自動車運送業 一般貸切旅客自動車運送業 一般貨物自動車運送業 特定貨物自動車運送業 貨物軽自動車運送業 集配利用運送業 外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業 航空運送業 航空機使用業 倉庫業 冷蔵倉庫業 港湾運送業 貨物運送取扱業 運送代理店 こん包業 運輸施設提供業 郵便業(信書便事業を含む)
卸売業、小売業	卸売業 各種商品卸売業 繊維・衣服等 卸売業 飲食料品卸売業 建築材料、鉱物・ 金属材料等 卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業 飲食料品小売業 機械器具小売業 その他の小売業	各種商品卸売業 繊維品卸売業 衣服卸売業 身の回り品卸売業 農畜産物・水産物卸売業 食料・飲料卸売業 建築材料卸売業 化学製品卸売業 石油・鉱物卸売業 鉄鋼製品卸売業 非鉄金属卸売業 再生資源卸売業 産業機械器具卸売業 自動車卸売業 電気機械器具卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 医薬品・化粧品等卸売業 紙・紙製品卸売業 百貨店、総合スーパー 通信販売・訪問販売小売業(各種商品小売) 呉服・服地・寝具小売業 男子服小売業 婦人・子供服小売業 靴・履物小売業 通信販売・訪問販売小売業(織物・衣服・身の回り品小売) 各種食料品小売業 野菜・果実小売業 食肉小売業 鮮魚小売業 酒小売業 菓子・パン小売業 通信販売・訪問販売小売業(飲食料品小売) 自動車小売業 自転車小売業 機械器具小売業 通信販売・訪問販売小売業(機械器具小売) 家具・建具・畳小売業 じゅう器小売業 医薬品・化粧品小売業 農耕用品小売業 燃料小売業 書籍・文房具小売業 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 写真機・時計・眼鏡小売業 通信販売・訪問販売小売業(その他の小売)

大分類	中分類	主な業種
金融業，保険業	銀行業 協同組織金融業 貸金業，クレジットカード業等 非預金信用機関 金融商品取引業， 商品先物取引業 補助的金融業等 保険業（保険媒介代理業， 保険サービス業を含む）	中央銀行 銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 貸金業 質屋 クレジットカード業，割賦金融業 金融商品取引業 商品先物取引業，商品投資顧問業 補助的金融業，金融附帯業 信託業 金融代理業 生命保険業 損害保険業 共済事業，少額短期保険業 保険媒介代理業 保険サービス業
不動産業，物品賃貸業	不動産業 不動産取引業 不動産賃貸業・ 管理業 物品賃貸業	建物売買業，土地売買業 不動産代理業・仲介業 不動産賃貸業 貸家業，貸間業 駐車場業 不動産管理業 各種物品賃貸業 産業用機械器具賃貸業 事務用機械器具賃貸業 自動車賃貸業 スポーツ・娯楽用品賃貸業
学術研究，専門・ 技術サービス業	学術・開発研究機関 専門サービス業（他に分類 されないもの） 広告業 技術サービス業（他に分類 されないもの）	自然科学研究所 人文・社会科学研究所 法律事務所，特許事務所 公証人役場，司法書士事務所，土地家屋調査士事務所 行政書士事務所 公認会計士事務所，税理士事務所 社会保険労務士事務所 デザイン業 著述・芸術家業 経営コンサルタント業，純粋持株会社 広告業 獣医業 土木建築サービス業 機械設計業 商品・非破壊検査業 計量証明業 写真業
宿泊業， 飲食サービス業	宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達 飲食サービス業	旅館，ホテル 簡易宿所 下宿業 食堂，レストラン 専門料理店 そば・うどん店 すし店 酒場，ビアホール バー，キャバレー，ナイトクラブ 喫茶店 持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業
生活関連サービス業， 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業 娯楽業	洗濯業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 その他の公衆浴場業 旅行業 家事サービス業 衣服裁縫修理業 物品預り業 火葬・墓地管理業 冠婚葬祭業 映画館 興行場，興行団 競輪・競馬等の競走場，競技団 スポーツ施設提供業 公園，遊園地 遊戯場
教育，学習支援業	学校教育 その他の教育，学習支援業	幼稚園 小学校 中学校 高等学校，中等教育学校 特別支援学校 高等教育機関 専修学校，各種学校 学校教育支援機関 幼保連携型認定こども園 社会教育 職業・教育支援施設 学習塾 教養・技能教授業
医療，福祉	医療業 保健衛生 社会保険・社会福祉・ 介護事業	病院 一般診療所 歯科診療所 助産・看護業 療術業 医療に附帯するサービス業 保健所 健康相談施設 社会保険事業団体 福祉事務所 児童福祉事業 老人福祉・介護事業 障害者福祉事業
複合サービス事業	郵便局 協同組合（他に分類されない もの）	郵便局 郵便局受託業 農林水産業協同組合 事業協同組合
サービス業（他に 分類されないもの）	廃棄物処理業 自動車整備業 機械等修理業（別掲を除く） 職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業 政治・経済・文化団体 宗教 その他のサービス業 外国公務	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処理業 自動車整備業 機械修理業 電気機械器具修理業 表具業 職業紹介業 労働者派遣業 速記・ワープロ入力・複写業 建物サービス業 警備業 経済団体 労働団体 学術・文化団体 政治団体 神道系宗教 仏教系宗教 キリスト教系宗教 集会場 と畜場 外国公館
公務（他に分類 されるものを除く）	国家公務 地方公務	立法機関 司法機関 行政機関 都道府県機関 市町村機関
分類不能の産業		

(職 業)

労働力調査における分類項目		主 な 職 種	
管理的職業従事者		管理的公務員 法人・団体役員 その他の管理的職業従事者	管理的公務員 会社役員 など 法人・団体管理的職業従事者 など
専門的・技術的 職業従事者	技術者 保健医療従事者 教員 その他の専門的 ・技術的職業従事者	技術者 保健医療従事者 教員 研究者 社会福祉専門職業従事者 法務従事者 経営・金融・保険専門 職業従事者 宗教家 著述家、記者、編集者 美術家、デザイナー、 写真家、映像撮影者 音楽家、舞台芸術家 その他の専門的職業 従事者	農林水産・食品技術者 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く） 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木・測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 など 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師（准看護師を含む） 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士、作業療法士 視能訓練士、言語聴覚士 歯科衛生士 歯科技工士 栄養士 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 など 幼稚園教員 小学校教員 中学校教員 高等学校教員 特別支援学校教員 大学教員 など 自然科学系研究者 人文・社会科学系等研究者 保育士 など 裁判官、検察官、弁護士 弁理士、司法書士 など 公認会計士 税理士 社会保険労務士 など 宗教家 著述家 記者、編集者 彫刻家、画家、工芸美術家 デザイナー 写真家、映像撮影者 音楽家 舞踊家、俳優、演出家、演芸家 など 図書館司書、学芸員 個人教師（音楽） 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸） 個人教師（スポーツ） 個人教師（学習指導） 職業スポーツ従事者 通信機器操作従事者 など
事務従事者	一般事務従事者 会計事務従事者 その他の事務従事者	一般事務従事者 会計事務従事者 生産関連事務従事者 営業・販売事務従事者 外勤事務従事者 運輸・郵便事務従事者 事務用機器操作員	庶務・人事事務員 受付・案内事務員 電話応接事務員 総合事務員 など 会計事務従事者 生産関連事務従事者 営業・販売事務従事者 集金人 調査員 など 運輸事務員 郵便事務員 パーソナルコンピュータ操作員 データ・エントリー装置操作員 など
販売従事者	商品販売従事者 販売類似職業従事者 営業職業従事者	商品販売従事者 販売類似職業従事者 営業職業従事者	小売店主・店長 卸売店主・店長 販売店員 商品訪問・移動販売従事者 再生資源回収・卸売従事者 商品仕入外交員 不動産仲介・売買人 保険代理・仲立人（ブローカー） など 医薬品営業職業従事者 機械器具・通信・システム営業職業従事者 金融・保険営業職業従事者 不動産営業職業従事者 など
サービス職業 従事者	介護サービス職業従事者 生活衛生サービス職業 従事者 飲食物調理従事者 接客・給仕職業従事者 その他のサービス職業 従事者	介護サービス職業従事者 生活衛生サービス職業 従事者 飲食物調理従事者 接客・給仕職業従事者 家庭生活支援サービス 職業従事者 保健医療サービス職業従事者 居住施設・ビル等管理人 その他のサービス職業 従事者	介護職員（医療・福祉施設等） 訪問介護従事者 理容師 美容師 美容サービス従事者（美容師を除く） 浴場従事者 クリーニング職、洗張職 調理人 パーティンダー 飲食店主・店長 旅館主・支配人 飲食物給仕・身の回り世話従事者 接客社交従事者 娯楽場等接客員 家政婦（夫）、家事手伝い など 看護助手 など マンション・アパート・下宿・宿舎者・寮管理人 ビル管理人 駐車場管理人 旅行・観光案内人 物品一時預り人 物品貸與人 広告宣伝員 葬儀師、火葬作業員 など

※分類の基準は原則として、国勢調査に用いる職業分類による。

ここで「主な職種」に表示されている項目は、平成27年国勢調査に用いられている職業分類の小分類である。

労働力調査における分類項目		主 な 職 種	
保安職業従事者		保安職業従事者	自衛官 警察官, 海上保安官 看守, その他の司法警察職員 消防員 警備員 など
農林漁業従事者		農業従事者 林業従事者 漁業従事者	農耕従事者 養畜従事者 植木職, 造園師 など 育林従事者 伐木・造材・集材従事者 など 漁労従事者 船長・航海士・機関長・機関士 (漁労船) 海藻・貝採取従事者 水産養殖従事者 など
生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品) 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く) 機械組立従事者 機械整備・修理従事者 製品検査従事者 機械検査従事者 生産関連・生産類似作業従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品) 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く) 機械組立従事者 機械整備・修理従事者 製品検査従事者 機械検査従事者 生産関連・生産類似作業従事者	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 鋳物製造・鍛造従事者 金属工作機械作業従事者 金属プレス従事者 鉄工, 製缶従事者 板金従事者 金属彫刻・表面処理従事者 金属溶接・溶断従事者 など 化学製品製造従事者 窯業・土石製品製造従事者 食品製造従事者 飲料・たばこ製造従事者 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 木・紙製品製造従事者 印刷・製本従事者 ゴム・プラスチック製品製造従事者 など はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 電気機械器具組立従事者 自動車組立従事者 輸送機械組立従事者 (自動車を除く) 計量計測機器・光学機械器具組立従事者 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者 電気機械器具整備・修理従事者 自動車整備・修理従事者 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く) 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者 金属製品検査従事者 化学製品検査従事者 窯業・土石製品検査従事者 食品検査従事者 飲料・たばこ検査従事者 紡織・衣服・繊維製品検査従事者 木・紙製品検査従事者 印刷・製本検査従事者 ゴム・プラスチック製品検査従事者 など はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者 電気機械器具検査従事者 自動車検査従事者 輸送機械検査従事者 (自動車を除く) 計量計測機器・光学機械器具検査従事者 画工, 塗装・看板制作従事者 生産関連作業従事者 (画工, 塗装・看板制作を除く) 生産類似作業従事者
輸送・機械運転従事者		鉄道運転従事者 自動車運転従事者 船舶・航空機運転従事者 その他の輸送従事者 定置・建設機械運転従事者	鉄道運転従事者 自動車運転従事者 船長・航海士・運航士 (漁労船を除く), 水先人 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く) 航空機操縦士 車掌 甲板員, 船舶技士・機関員 など 発電員, 変電員 ボイラー・オペレーター クレーン・ウインチ運転従事者 建設・さく井機械運転従事者 など
建設・採掘従事者		建設・土木作業従事者 電気工事従事者 採掘従事者	型枠大工 とび職 鉄筋作業従事者 大工 ブロック積・タイル張従事者 屋根ふき従事者 左官 畳職 配管従事者 土木従事者 鉄道線路工事従事者 など 電線架線・敷設従事者 電気通信設備工事従事者 など 砂利・砂・粘土採取従事者 など
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者 清掃従事者 その他の運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者 清掃従事者 包装従事者 その他の運搬・清掃・包装等従事者	郵便・電報外務員 船内・沿岸荷役従事者 陸上荷役・運搬従事者 倉庫作業従事者 配達員 荷造従事者 ビル・建物清掃員 廃棄物処理従事者 ハウスクリーニング職 など 包装従事者 その他の運搬・清掃・包装等従事者
分類不能の職業			